

株 主 各 位

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
株式会社 森 精 機 製 作 所
取締役社長 森 雅 彦

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成21年6月16日午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 奈良県大和郡山市井戸野町362番地

当社奈良事業所2階会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報告事項
- 1 第61期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2 会計監査人及び監査役会の第61期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.moriseiki.com/japanese/index.html>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

事業報告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（当期）における工作機械業界は、前半は原油や原材料価格の高騰などによる企業収益への影響が懸念されていたものの、各国の企業業績が好調であったこと、また設備投資が旺盛であったこともあり、好調な受注水準を維持しておりました。後半は米国に端を発した金融危機が、各国における信用収縮をはじめ、消費や投資、そして雇用や貿易など、实体经济に深刻かつ重大な影響を及ぼしました。日本国内においても、信用収縮による各企業の資金繰りの悪化、急激な円高進行による輸出企業の収益の圧迫、また自動車販売が急激に落ち込むなどの影響を大きく受けることになりました。特に昨年10月以降、国内、海外ともに設備投資意欲が急速に減退し、受注の急激な減少に直面いたしました。

このような経営環境のなかで、当社グループは受注シェア拡大を目指し、営業面では工作機械の需要が拡大基調にあるカナダ（オンタリオ）、マレーシア（クアラルンプール）に現地法人を設立し、ドイツ（ケムニッツ）、オーストリア（ウィーン）にテクニカルセンタを開設し、営業拠点を拡充いたしました。

製品面では、資源、風力発電、航空機、鉄道などの分野における大型で生産性の高い工作機械の需要拡大に合わせて、長尺・大径部品対応の高精度・高効率複合加工機NT6600 DCG、立形マシニングセンタMV-1003Lを開発し、また、中、大型の横形マシニングセンタであるNH6300 DCG II、NH8000 DCG IIのフルモデルチェンジを行いました。

生産面では生産、販売、在庫の一元管理を実施し、計画的な減産に取り組みました。

第二次中期経営計画「PQR555」の取り組みを通して、従来にも増してコストの削減を推進し、財務体質の一層の強化に取り組みました。更に、人材育成、製品品質向上活動など、市場回復に備えた経営体質の強化も継続的に実施しております。足もとの受注動向では下げ止まり感が徐々に始めていると見られます。各国の経済対策が企業の投資環境を改善する効果をもたらすことが期待され、今後の受注の回復に素早く対応する体制を整えています。

こうした状況のもとで、連結売上高は、157,203百万円（前期比22.3%減少）、連結営業利益は5,922百万円（前期比81.1%減少）、円高に伴う為替差損などの要因もあり、連結経常利益は3,197百万円（前期比88.8%減少）となりました。また、投資有価証券評価損や欧州での固定資産除却損などを特別損失に計上したことにより、連結当期純損失は2,153百万円（前期は15,975百万円の連結当期純利益）となりました。

なお、当期において、当社はGILDEMEISTER AG(独国)とグローバルな工作機械市場でのリーダーシップの確立を目指して、互いに協力することを主とした業務及び資本提携に合意しております。当社は、地域的には日本及び米国に強みを有し、製品面では複合加工機、マシニングセンタ、旋盤に強みを有しております。また、工作機械の主要部品であるスピンドル・モータ、ボールねじなどを内製しており、製品の垂直統合を特色としております。一方、GILDEMEISTER AGは、地域的には欧州において高いシェアを有し、製品面では5軸マシニングセンタ、大型マシニングセンタ、低コスト機に強みを有しております。このよう

に、両社の間には、地域展開及び製品展開において十分な補完関係が期待できます。また、両社の有する技術的な優位性、強力な販売網を融合することで、グローバルに有利な事業展開を進めてまいります。

このように当社グループは、グローバルな事業展開、研究開発の強化など、中長期的な成長に向けた施策を積極的に実行してまいります。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資総額（ソフトウェアを含む）は10,959百万円であり、そのうち主なものは伊賀事業所加工工場・組立工場の改修並びに生産設備の増強及び改修です。

(3) 資金調達の状況

当期は、社債の発行、有償増資などによる資金調達は行っておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

i) 株式会社ビー・ユー・ジー（日本）の株式取得について

当社は、株式会社ビー・ユー・ジーと平成20年10月27日に業務提携及び資本提携に関する合意に至っております。当期末時点までに当社を引受先とした第三者割当増資と既存株主からの株式移動により711,000株を取得し、当社の保有割合は49.9%となりました。

ii) GILDEMEISTER AG（独国）の株式取得について

当社は、GILDEMEISTER AGと平成21年3月23日に業務提携及び資本提携に関する合意に至っております。これに伴い、当社は平成21年4月7日にGILDEMEISTER AGが第三者割当にて発行する普通新株式2,279,500株を引受けております。

(5) 対処すべき課題

①製品開発

近年、資源、風力発電、航空機、鉄道、医療などの分野において、工作機械の需要が世界的に拡大しています。それに伴い長尺・大径部品の加工精度向上と納期短縮を可能にする大型工作機械や、高精度・高効率で複雑な加工を可能にする小型工作機械を開発し、市場に投入いたします。

②品質

開発・製造・販売・サービスに至るまで、製品とお客様に関わるすべてを品質と捉え、お客様満足度を高めていくことを目指しております。機械の位置決め精度や運動精度を2倍近く向上させるための研究開発や、設計検証強化や製品検査充実にも取り組んでいます。また、世界67カ国で稼動する16万台の当社製品の稼働率を高めるために、お客様からの問合せに365日・24時間体制で対応、保守部品の24時間以内出荷率95%以上に維持する保守サービス体制を構築しています。更に、お客様満足度の一層の向上を図るべく、平成19年4月から製品保証期間を従来の1年間から2年間へ延長しております。当社グループは、品質向上のための重点施策を今後とも確実に実行してまいります。

③安全保障貿易管理

近年、大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止に対する国際的な関心が一段と高まっております。当社グループにおいては、輸出関連法規の遵守に関する内部規程（コンプライアンス・プログラム）を定め、厳正に適用しております。更に、当社製品には、業界に先駆けて、不正な輸出を防止する目的で、据付場所からの移設を検知すると稼動できなくする装置を搭載しております。また、過去に非ホワイト国向けに輸出した同装置を搭載していない機械に対しても、装置の取り付けを推進しております。安全保障貿易管理につきましては、重点課題として今後とも継続して取り組んでまいります。

④コンプライアンス

コンプライアンス面においては、経営者並びに全従業員のコンプライアンス意識の高まりと浸透が重要であります。当社では、経営者自ら全従業員に対しコンプライアンスの重要性を説き、また、コンプライアンス指針の制定、ホットライン窓口の設置、コンプライアンスマニュアルなどを用いた役員・従業員向け教育研修に取り組みました。また、内部監査室が主幹部署として法令遵守状況のモニタリングを実施する体制を整えました。

⑤第二次中期経営計画「PQR555」

平成20年度から3年間を実行期間とする第二次中期経営計画「PQR555」を推進しております。積極的なシェア拡大による成長の持続やグローバル経営品質の確立とともに、更なる収益構造の強化を図るために、製造原価・販売管理費の低減を通じて損益分岐点を下げる取り組みを当社グループで進めてまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 58 期 平成17年度 | 第 59 期 平成18年度 | 第 60 期 平成19年度 | 第61期(当期) 平成20年度 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 145,339 | 172,262 | 202,260 | 157,203 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 15,902 | 24,716 | 28,665 | 3,197 |
| 当 期 純 損 益 (百万円) | 13,801 | 16,194 | 15,975 | △2,153 |
| 1株当たり当期純損益 (円) | 153.62 | 174.78 | 165.91 | △23.59 |
| 総 資 産 (百万円) | 162,778 | 169,034 | 174,270 | 149,216 |
| 純 資 産 (百万円) | 116,347 | 131,036 | 131,761 | 118,929 |

(注) 第59期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(7) 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|---------------------|-------|--------------------------------------|
| MORI SEIKI U.S.A., INC. | 17,000千 米ドル | 100% | 米州における当社製品の販売及びサービス |
| MORI SEIKI G.m.b.H. | 1,000千 ユーロ | 100% | 欧州における当社製品の販売及びサービス |
| MORI SEIKI FRANCE S.A.S. | 8,503千 ユーロ | 100% | 欧州における当社製品の販売及びサービス |
| MORI SEIKI ITALIANA S.R.L. | 10千 ユーロ | 100% | 欧州における当社製品の販売及びサービス |
| 上海森精机机床有限公司 | 4,350千 米ドル | 100% | アジアにおける当社製品の販売及びサービス |
| 株式会社太陽工機 | 700百万円 | 51.2% | 研削盤の製造及び販売 |
| MORI SEIKI SINGAPORE PTE LTD. | 14,000千 シンガポールドル | 100% | アジアにおける当社製品の販売及びサービス |
| MORI SEIKI INTERNATIONAL SA (DIXI) | 50,000千 スイスフラン | 100% | ジグボーラー、マシニングセンタの製造、当社製品のノックダウン生産及び販売 |

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む33社であります。その他、持分法適用関連会社は2社であります。なお、当期の連結業績については、「I (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

工作機械（マシニングセンタ、数値制御装置付旋盤及びその他の製品）の製造及び販売

(9) 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|---------|----------------|-------|
| 本 社 事 務 所 | 愛 知 県 | 松 本 テクニカルセンタ | 長 野 県 |
| 奈 良 事 業 所 | 奈 良 県 | 富 山 テクニカルセンタ | 富 山 県 |
| 奈 良 第 二 工 場 | 奈 良 県 | 静 岡 テクニカルセンタ | 静 岡 県 |
| 伊 賀 事 業 所 | 三 重 県 | 浜 松 テクニカルセンタ | 静 岡 県 |
| 千 葉 事 業 所 | 千 葉 県 | MF プロジェクトセンタ | 静 岡 県 |
| 北海道テクニカルセンタ | 北 海 道 | 金 沢 テクニカルセンタ | 石 川 県 |
| 秋 田 テクニカルセンタ | 秋 田 県 | 安 城 テクニカルセンタ | 愛 知 県 |
| 仙 台 テクニカルセンタ | 宮 城 県 | 名 古 屋 テクニカルセンタ | 愛 知 県 |
| 山 形 テクニカルセンタ | 山 形 県 | MI プロジェクトセンタ | 愛 知 県 |
| 新 潟 テクニカルセンタ | 新 潟 県 | 岐 阜 テクニカルセンタ | 岐 阜 県 |
| 長 岡 テクニカルセンタ | 新 潟 県 | 三 重 テクニカルセンタ | 三 重 県 |
| 郡 山 テクニカルセンタ | 福 島 県 | 京 滋 テクニカルセンタ | 京 都 府 |
| 水 戸 テクニカルセンタ | 茨 城 県 | 大 阪 テクニカルセンタ | 大 阪 府 |
| 宇 都 宮 テクニカルセンタ | 栃 木 県 | 南 大 阪 テクニカルセンタ | 大 阪 府 |
| 北 関 東 テクニカルセンタ | 群 馬 県 | 姫 路 テクニカルセンタ | 兵 庫 県 |
| 埼 玉 テクニカルセンタ | 埼 玉 県 | 岡 山 テクニカルセンタ | 岡 山 県 |
| 八 王 子 テクニカルセンタ | 東 京 都 | 米 子 テクニカルセンタ | 鳥 取 県 |
| 東 京 テクニカルセンタ | 東 京 都 | 高 松 テクニカルセンタ | 香 川 県 |
| MS プロジェクトセンタ | 東 京 都 | 愛 媛 テクニカルセンタ | 愛 媛 県 |
| 横 浜 テクニカルセンタ | 神 奈 川 県 | 広 島 テクニカルセンタ | 広 島 県 |
| 山 梨 テクニカルセンタ | 山 梨 県 | 福 岡 テクニカルセンタ | 福 岡 県 |
| 長 野 テクニカルセンタ | 長 野 県 | 熊 本 テクニカルセンタ | 熊 本 県 |

② 子会社及び関連会社の主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|--|-------------------|---|--------------|
| 株式会社太陽工機 | 新 潟 県 | MUNICH TECHNICAL CENTER | ミュンヘン |
| 株式会社森精機テクノ | 奈 良 県 | HAMBURG TECHNICAL CENTER | ハンブルグ |
| 株式会社秋篠金型研究所 | 奈 良 県 | DÜSSELDORF TECHNICAL CENTER | デュッセルドルフ |
| 森精機興産株式会社 | 奈 良 県 | CHEMNITZ TECHNICAL CENTER | ケムニッツ |
| 株式会社森精機トレーディング | 愛 知 県 | MORI SEIKI (UK) LTD. LONDON TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | ロンドン (英国) |
| 株式会社森精機部品加工研究所 | 三 重 県 | BIRMINGHAM TECHNICAL CENTER | バーミンガム |
| 株式会社渡部製鋼所 | 島 根 県 | MORI SEIKI FRANCE S. A. S. FRANCE TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | パ リ (仏国) |
| MORI SEIKI U. S. A., INC. CHICAGO TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | シ カ ゴ (米 国) | TOBLER S. A. S. | パ リ |
| DALLAS TECHNICAL CENTER | ダ ラ ス | MORI SEIKI FRANCE Sud-Est S. A. S. | リ ヨ ン |
| LOS ANGELES TECHNICAL CENTER | ロサンゼルス | PRAGUE TECHNICAL CENTER | チ ュ コ |
| DETROIT TECHNICAL CENTER | デトロイト | VIENNA TECHNICAL CENTER | オーストリア |
| CINCINNATI TECHNICAL CENTER | シンシナティ | MORI SEIKI ITALIANA S. R. L. | イタリヤ |
| BOSTON TECHNICAL CENTER | ボ ス ト ン | MORI SEIKI ESPANA S. A. | ス ペ イ ン |
| NEW JERSEY TECHNICAL CENTER | ニュージャージー | MORI SEIKI INTERNATIONAL SA (DIXI) | ス イ ス |
| SAN FRANCISCO TECHNICAL CENTER | サンフランシスコ | MORI SEIKI MOSCOW LLC | ロ シ ア |
| SEATTLE TECHNICAL CENTER | シ ア ト ル | MORI SEIKI SINGAPORE PTE LTD. | シンガポール |
| CHARLOTTE TECHNICAL CENTER | シャーロット | MORI SEIKI MALAYSIA Sdn. Bhd. | マレーシア |
| Digital Technology Laboratory Corporation | デ ー ビ ス | 台湾森精機股份有限公司 | 台 湾 |
| MORI SEIKI BRASIL LTDA. BRASIL TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | サンパウロ (ブラジル) | MORI SEIKI MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. AYUTTHAYA TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | アユタヤ (タイ) |
| CURITIBA TECHNICAL CENTER | ク リ チ バ | AMATA NAKON TECHNICAL CENTER | アマタナコン |
| MORI SEIKI MEXICO, S. A. DE C. V. MEXICO CITY TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | メキシコシティ (メキシコ) | 上海森精机机床有限公司 | 上 海 (中国) |
| MONTERREY TECHNICAL CENTER | モントレレー | 北 京 分 公 司 | 北 京 |
| MORI SEIKI CANADA, LTD. | カ ナ ダ | MORI SEIKI HONG KONG LTD. | 香 港 |
| MORI SEIKI G. m. b. H. STUTTART TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | シュツットガルト (独 国) | 天 津 分 公 司 | 天 津 |
| MORI SEIKI TECHNO G. m. b. H. | シュツットガルト | 大 連 分 公 司 | 大 連 |
| FRANKFURT TECHNICAL CENTER | フランクフルト | 深 圳 分 公 司 | 深 圳 |

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|--|---------------|--|-----------------|
| 重 慶 分 公 司 | 重 慶 | MORI SEIKI AUSTRALIA PTY LTD. MELBOURNE TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | メルボルン (豪 国) |
| 広 州 分 公 司 | 広 州 | SYDNEY TECHNICAL CENTER | シドニー |
| 蘇 州 分 公 司 | 蘇 州 | PERTH TECHNICAL CENTER | パ ー ス |
| 武 漢 分 公 司 | 武 漢 | MORI SEIKI Istanbul Makina San. ve Tic. Ltd. Sti. | ト ル コ |
| 青 島 分 公 司 | 青 島 | MORI SEIKI India Private LTD. INDIA TECHNICAL CENTER HEAD OFFICE | ニューデリー (インド) |
| MORI SEIKI KOREA CO., LTD. PT. MORI SEIKI INDONESIA | 韓 国 インドネシア | BANGAROLE TECHNICAL CENTER | バンガロール |

(注) 株式会社渡部製鋼所、MORI SEIKI MOSCOW LLCは持分法適用関連会社であります。

(10) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 |
|-----------------|
| 4,150名 (3,864名) |

- (注) 1. ()内は前期末の使用人数であります。
2. 使用人の中にはパートタイマー、アルバイト及び労働契約者356名(前期308名)を含めております。派遣社員152名(前期704名)は含めておりません。
3. 使用人数は、前期末に比べ286名増加しております。これは主に国内の新入社員139名のほか、開発、営業体制の強化によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|-----------------|-------|--------|
| 2,920名 (2,745名) | 39.0才 | 13.4年 |

- (注) 1. ()内は前期末の使用人数であります。
2. 使用人の中にはパートタイマー、アルバイト及び労働契約者349名(前期298名)、子会社への出向者194名(前期153名)を含めております。派遣社員138名(前期680名)は含めておりません。
3. 使用人数は、前期末に比べ175名増加しております。これは主に新入社員117名のほか、開発、営業体制の強化によるものであります。
4. 平均年令及び平均勤続年数にはパートタイマー、アルバイト及び労働契約者は含めておりません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 157,550,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 88,569,025株（自己株式7,906,287株を除く。） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 期末株主数 | 49,706名 |
| (5) 大株主 | |

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|---|----------|-----------|
| | 持 株 数 | 議 決 権 比 率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 5,128 | 5.79 |
| 森 雅 彦 | 4,615 | 5.21 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G） | 4,114 | 4.65 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 3,162 | 3.57 |
| 森 智 恵 子 | 2,287 | 2.58 |
| クレディット スイス（ホンコン）リミテッド （常任代理人 シティバンク銀行株式会社） | 2,000 | 2.26 |
| 森 優 | 1,822 | 2.06 |

（注）当社は、自己株式（7,906,287株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に役員が保有している新株予約権等の状況

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| 発行決議の日 | 平成17年6月29日 | 平成20年6月18日 |
| 新株予約権の数 | 12,919個 | 40,945個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,291,900株 | 4,094,500株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1,259円 | 1,563円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日 から 平成22年6月30日 | 平成22年7月1日 から 平成25年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,259円 資本組入額 630円 | 発行価格 1,737円 資本組入額 869円 |
| 役員の保有状況 | | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 保有者数 9名 保有数 3,984個 目的である株式の数 398,400株 | 保有者数 16名 保有数 1,800個 目的である株式の数 180,000株 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | 保有者数 5名 保有数 500個 目的である株式の数 50,000株 |

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

| | |
|-------------------------------------|---|
| 発行決議の日 | 平成20年6月18日 |
| 新株予約権の数 | 39,250個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,925,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1,563円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月1日 から 平成25年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,737円 資本組入額 869円 |
| 使用人等への交付状況 | |
| 当社使用人 | 交 付 者 数 908名 交 付 付 数 31,050個 目 的 的 数 株 式 式 数 の の 数 3,105,000株 |
| 子会社使用人 | 交 付 者 数 221名 交 付 付 数 8,200個 目 的 的 数 株 式 式 数 の の 数 820,000株 |

(3) その他新株予約権等の状況

- ①当社は、平成20年6月18日開催の当社取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会で決議された新株予約権の取得及び消却について決議し、同日付で、すべての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

②2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成17年6月13日発行）

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 発行決議の日 | 平成17年5月25日 |
| 新株予約権付社債の残高 | 2,583百万円 |
| 新株予約権の数 | 2,583個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,909,412株 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1,366.3円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月27日から平成24年5月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,366.3円 資本組入額 684円 |

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当、他の法人等の代表状況等 及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|--|
| ※取締役社長 | 森 雅 彦 | |
| ※取締役副社長 | 水 口 博 | 開発・製造本部長（製造担当）兼伊賀事業所長 |
| 取締役副社長 | 斎 藤 豪 | 欧州部総責任者（仏国駐在）兼森精機 INTERNATIONAL SA COO兼TOBLER S. A. S. 担当 |
| 取締役副社長 | 平 元 一 之 | 開発・製造本部長（開発担当） |
| 専務取締役 | 大 倉 浩 二 | 欧州部統括管理者（仏国駐在） |
| 専務取締役 | 玉 井 宏 明 | 管理本部長 |
| 常務取締役 | 中 田 拓 | 奈良事業所長 |
| 常務取締役 | 内ヶ崎 守 邦 | 内部監査室ゼネラルマネージャー |
| 常務取締役 | 高 山 直 士 | 品質本部長兼購買担当 |
| 常務取締役 | 藤 嶋 誠 | 学術担当兼米国DTL管掌（米国駐在） |
| 取 締 役 | 佐 藤 壽 雄 | 管理本部副本部長兼人事部ゼネラルマネージャー |
| 取 締 役 | 西 塔 正 | 伊賀副事業所長兼伊賀機械部ゼネラルマネージャー |
| 取 締 役 | 濱 邊 康 教 | サービス&パーツ部ゼネラルマネージャー |
| 取 締 役 | 前 田 憲 秀 | 開発・製造本部副本部長兼千葉事業所長 |
| 取 締 役 | 西 尾 豊 文 | 中国部総責任者（中国駐在） |
| 取 締 役 | 小 尾 孝 宏 | 森精機ドイツ社長（独国駐在） |
| 取 締 役 | 杉 本 好 昭 | 開発・製造本部副本部長兼OJ部ゼネラルマネージャー |
| 常 勤 監 査 役 | 影 山 康 二 | |
| 常 勤 監 査 役 | 梅 岡 匡 爾 | |
| 監 査 役 | 前 堀 克 彦 | 京都弁護士会所属 |
| 監 査 役 | 野 一 色 靖 夫 | 株式会社クオーク特別顧問 |
| 監 査 役 | 仲 西 隆 隆 | 南都コンピュータサービス株式会社監査役 |

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 監査役前堀克彦、野一色靖夫、仲西隆の各氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 17名 (一名) | 410百万円 (一百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5名 (3名) | 68百万円 (19百万円) |
| 合 計 | 22名 | 478百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役9百万円、監査役2百万円)を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において「総額を年額600百万円以内」と決議頂いております。
4. 監査役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において「総額を年額100百万円以内」と決議頂いております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

監査役 前堀克彦氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会、また13回の監査役会のすべてに出席いたしました。検事・弁護士として、長年にわたる経験と高い見識を生かし、専門的な見地から、取締役会において取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、主に法令面からの監査・提言を行っております。監査役会においては、企業法務に関する視点で監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。

監査役 野一色靖夫氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会、また13回の監査役会のすべてに出席いたしました。株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)の専務取締役を務めた経歴を有し、実業界における豊富な経験と高い見識を生かし、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、企業経営の観点から監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。

監査役 仲西隆氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会、また13回の監査役会のすべてに出席いたしました。株式会社南都銀行の代表取締役副頭取を務め、また同銀行の監査役を務めた経歴を有し、実業界における豊富な経験と高い見識を生かし、取締役会において、疑問点を明らかにし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、監査結果について意見交換を行うとともに、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

各社外監査役は常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議、決定し、これに基づき年間を通して監査を実施しております。また、経営トップと定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社などの現場往査を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（報酬2年分）としております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人になりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 75百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 117百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び子会社は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務及び財務調査に関する合意された手続業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、当社都合又は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役は監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

VI 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念、「森精機製作所の進む道」10の理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム、などの各種行動規範規定・ルールにより、取締役、執行役員、及び役職員の具体的行動に至る判断基準を明示しております。
取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括などにおいて、実行機能しうる体制としております。
反社会团体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、経営会議議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報などを管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書または電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。
「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規定」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理などを実践しております。
取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理していきける体制づくりに取り組んでおります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。
 - (1) 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定
 - (2) 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び経営会議における取締役、執行役員、及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視
 - (3) 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び経営会議による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施
 - (4) 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査などを通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。
当社管理本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現状監査役を補助する職員を2名配置しております。
補助職員の人事異動、評価などは監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、経営会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員、または役職員などに報告を求めています。
取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会または監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会または監査役は取締役、執行役員、または役職員などに対し報告を求めることができるものとしております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会または監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。
今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|----------------|------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 78,773 | 流動負債 | 24,342 |
| 現金及び預金 | 14,452 | 買掛金 | 3,374 |
| 受取手形及び売掛金 | 16,633 | 短期借入金 | 10,298 |
| 商品及び製品 | 14,652 | リース債務 | 15 |
| 仕掛品 | 5,808 | 未払金 | 4,207 |
| 原材料及び貯蔵品 | 17,454 | 未払費用 | 1,268 |
| 繰延税金資産 | 1,714 | 前受金 | 1,554 |
| 未収消費税等 | 210 | 未払法人税等 | 1,434 |
| その他 | 7,985 | 未払消費税負 | 45 |
| 貸倒引当金 | △139 | 繰延税金負債 | 113 |
| 固定資産 | 70,442 | 製品保証引当金 | 1,192 |
| (有形固定資産) | (54,539) | 役員賞与引当金 | 25 |
| 建物及び構築物 | 25,541 | その他の | 813 |
| 機械装置及び運搬具 | 7,639 | 固定負債 | 5,945 |
| 土地 | 15,940 | 新株予約権付社債 | 2,583 |
| 建設仮勘定 | 1,862 | リース債務 | 82 |
| その他 | 3,556 | 繰延税金負債 | 938 |
| (無形固定資産) | (5,323) | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,699 |
| のれん | 694 | 退職給付引当金 | 641 |
| その他 | 4,628 | 負債合計 | 30,287 |
| (投資その他の資産) | (10,579) | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 8,598 | 株主資本 | 117,723 |
| 長期前払費用 | 398 | 資本金 | 32,698 |
| 繰延税金資産 | 283 | 資本剰余金 | 45,429 |
| その他 | 1,298 | 利益剰余金 | 50,184 |
| 資産合計 | 149,216 | 自己株式 | △10,589 |
| | | 評価・換算差額等 | △922 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,193 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1,202 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,545 |
| | | 為替換算調整勘定 | △4,864 |
| | | 新株予約権 | 828 |
| | | 少数株主持分 | 1,300 |
| | | 純資産合計 | 118,929 |
| | | 負債及び純資産合計 | 149,216 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------------|-------|---------------|
| 売 上 高 | | 157,203 |
| 売 上 原 価 | | 98,304 |
| 売 上 総 利 益 | | 58,898 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 52,976 |
| 営 業 利 益 | | 5,922 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 318 | |
| そ の 他 | 378 | 697 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 133 | |
| 為 替 差 損 | 2,584 | |
| 支 払 手 数 料 | 178 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 | 110 | |
| そ の 他 | 415 | 3,422 |
| 経 常 利 益 | | 3,197 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 31 | 31 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 4 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 599 | |
| 減 損 損 失 | 128 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 1,211 | |
| そ の 他 の 投 資 評 価 損 | 3 | 1,947 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 1,281 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,727 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 1,427 |
| 少 数 株 主 利 益 | | 279 |
| 当 期 純 損 失 | | 2,153 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成20年3月31日残高 | 32,698 | 45,429 | 56,750 | △4,768 | 130,109 |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 | | | △68 | | △68 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,344 | | △2,344 |
| 剰余金の配当(中間配当) | | | △1,828 | | △1,828 |
| 当期純損失 | | | △2,153 | | △2,153 |
| 自己株式の取得 | | | | △5,932 | △5,932 |
| 自己株式の処分 | | | △37 | 111 | 74 |
| 新規連結に伴う利益剰余金減少額 | | | △133 | | △133 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △6,497 | △5,820 | △12,318 |
| 平成21年3月31日残高 | 32,698 | 45,429 | 50,184 | △10,589 | 117,723 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | | | 新株 子約権 | 少数株主 持分 | 純資産 合計 |
|---------------------------|----------------------|-------------|--------------|--------------|----------------|-----------|------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | | |
| 平成20年3月31日残高 | 1,570 | △1,026 | 1,545 | △1,984 | 104 | 369 | 1,177 | 131,761 |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 | | | | | | | | △68 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,344 |
| 剰余金の配当(中間配当) | | | | | | | | △1,828 |
| 当期純損失 | | | | | | | | △2,153 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △5,932 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 74 |
| 新規連結に伴う利益剰余金減少額 | | | | | | | | △133 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △376 | 2,229 | — | △2,880 | △1,027 | 459 | 123 | △445 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △376 | 2,229 | — | △2,880 | △1,027 | 459 | 123 | △12,763 |
| 平成21年3月31日残高 | 1,193 | 1,202 | 1,545 | △4,864 | △922 | 828 | 1,300 | 118,929 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 33社

連結子会社の名称

| | |
|-------------------------------|---|
| 株式会社太陽工機 | MORI SEIKI MEXICO, S. A. DE C. V. |
| 株式会社森精機テクノ | 上海森精机机床有限公司 |
| 株式会社森精機トレーディング | MORI SEIKI KOREA CO., LTD. |
| 株式会社森精機部品加工研究所 | Digital Technology Laboratory Corporation |
| 森精機興産株式会社 | PT. MORI SEIKI INDONESIA |
| 株式会社秋篠金型研究所 | MORI SEIKI AUSTRALIA PTY LTD. |
| MORI SEIKI U. S. A., INC. | MORI SEIKI FRANCE Sud-Est S. A. S. |
| MORI SEIKI G. m. b. H. | MORI SEIKI TECHNO G. m. b. H. |
| MORI SEIKI (UK) LTD. | MORI SEIKI India Private LTD. |
| MORI SEIKI FRANCE S. A. S. | MORI SEIKI INTERNATIONAL SA (DIXI) |
| MORI SEIKI ITALIANA S. R. L. | TOBLER S. A. S. |
| MORI SEIKI ESPANA S. A. | MORI SEIKI MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. |
| MORI SEIKI SINGAPORE PTE LTD. | MORI SEIKI Istanbul Makina San. ve Tic. Ltd. Sti. |
| 台湾森精機股份有限公司 | MORI SEIKI CANADA, LTD. |
| MORI SEIKI BRASIL LTDA. | MORI SEIKI MALAYSIA Sdn. Bhd. |
| MORI SEIKI HONG KONG LTD. | 他2社 |

- (注) 1. 前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社秋篠金型研究所、森精機興産株式会社、MORI SEIKI MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.、TOBLER S. A. S.、MORI SEIKI TECHNO G. m. b. H. は、重要性が増したことからより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. MORI SEIKI CANADA, LTD.、MORI SEIKI MALAYSIA Sdn. Bhd.、他1社は、当連結会計年度において設立したことにより、連結の範囲に含めておりません。

(2) 非連結子会社の名称

株式会社ビー・ユー・ジー

その他の非連結子会社 3社

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社4社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、連結純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

会社名 株式会社渡部製鋼所
MORI SEIKI MOSCOW LLC

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社の会社名及び主要な関連会社の会社名

非連結子会社

株式会社ビー・ユー・ジー

その他の非連結子会社 3社

関連会社

伊藤忠システック株式会社

なお、伊藤忠ブラマック株式会社は平成20年4月に伊藤忠システック株式会社に名称変更をしております。

持分法を適用しない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日が5社、3月31日が28社であります。なお、12月31日が決算日の連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品……………連結計算書類提出会社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)に、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法によっております。

原 材 料……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。

この変更による当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しておりますが、海外連結子会社は定額法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した連結計算書類提出会社及び国内連結子会社の建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

(追加情報)

当社及び国内連結子会社1社の機械装置の主なものについては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より9年に変更しました。

この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に、経済合理性の観点から使用実態に合わせて耐用年数の見直しを行ったことによります。

この変更により、当連結会計年度の売上総利益が112百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ117百万円減少しております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金
製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
- ③役員賞与引当金
当社及び国内連結子会社1社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④退職給付引当金
一部の海外連結子会社では従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で費用処理することとしております。
- (4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ法を採用しており、為替予約をヘッジ手段とし、外貨建予定取引をヘッジ対象としております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の原則及び手続の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改定))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改定))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更による当連結会計年度の損益への影響は、軽微であります。

(2) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ13,703百万円、7,867百万円、17,172百万円であります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 76,500百万円
2. 債務保証
 - ①販売先のリース料支払に対する債務保証 1,962百万円
 - ②連結会社以外の会社の金融機関からの借入金
に対して次のとおり経営指導念書を差し入れて
しております。
株式会社ビー・ユー・ジー 650百万円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末 |
|----------|------------|-----|-----|------------|
| 普通株式 (株) | 96,475,312 | — | — | 96,475,312 |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末 |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 普通株式 (株) | 2,695,892 | 5,291,188 | 61,105 | 7,925,975 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の買受けによる増加 5,287,500株
 単元未満株式の買取りによる増加 3,665株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権 (ストック・オプション) の行使 60,500株
 単元未満株式の買増請求による減少 605株

3. 新株予約権に関する事項

| 会社名 | 内 訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) |
|-----------|--------------------------------------|----------------|---------------|----|----|--------------|-------------------------|
| | | | 前連結会計 年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計 年度末 | |
| 提出会社 | 平成20年 ストック・オブ ションとしての 新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | 821 |
| 連結 子会社 | 平成20年 ストック・オブ ションとしての 新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | 7 |
| 合計 | | | — | — | — | — | 828 |

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来して
おりません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|---------------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月18日 定 時 株 主 総 会 | 普通株式 | 2,344 | 25 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月19日 |
| 平成20年10月28日 取 締 役 会 | 普通株式 | 1,828 | 20 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金 の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|---------------------------|-------|-----------|---------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月17日 定 時 株 主 総 会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 1,771 | 20 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月18日 |

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,319円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 23円59銭 |

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社森精機製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 高 郎 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社森精機製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社森精機製作所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 64,731 | 流 動 負 債 | 18,484 |
| 現 金 及 び 預 金 | 7,610 | 買 掛 金 | 2,520 |
| 受 取 手 形 | 541 | 短 期 借 入 金 | 9,800 |
| 売 掛 金 | 18,780 | リ ー ス 債 務 | 14 |
| 商 品 及 び 製 品 | 9,284 | 未 払 金 | 4,615 |
| 仕 掛 品 | 4,910 | 未 払 費 用 | 187 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 11,733 | 未 払 法 人 税 等 | 161 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 622 | 前 受 金 | 564 |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 3,226 | 預 り 金 | 123 |
| 未 収 消 費 税 等 | 190 | 製 品 保 証 引 当 金 | 497 |
| 未 収 入 金 | 72 | 固 定 負 債 | 4,931 |
| 短 期 貸 付 金 | 3,750 | 新 株 予 約 権 付 社 債 | 2,583 |
| 為 替 予 約 金 | 2,777 | リ ー ス 債 務 | 71 |
| そ の 他 の 金 | 1,471 | 繰 延 税 金 負 債 | 578 |
| 貸 倒 引 当 金 | △239 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,699 |
| 固 定 資 産 | 68,975 | 負 債 合 計 | 23,416 |
| (有形固定資産) | (40,093) | 純 資 産 の 部 | |
| 建 物 | 16,637 | 株 主 資 本 | 105,518 |
| 構 築 物 | 1,227 | 資 本 金 | 32,698 |
| 機 械 及 び 装 置 | 5,453 | 資 本 剩 余 金 | 45,429 |
| 車 両 運 搬 具 | 47 | 資 本 準 備 金 | 45,429 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 2,390 | 利 益 剩 余 金 | 37,979 |
| 土 地 | 13,247 | 利 益 準 備 金 | 2,650 |
| リ ー ス 資 産 | 85 | そ の 他 利 益 剩 余 金 | 35,329 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,005 | 資 産 圧 縮 積 立 金 | 159 |
| (無形固定資産) | (4,477) | 別 途 積 立 金 | 36,600 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 3,322 | 繰 越 利 益 剩 余 金 | △1,429 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 1,152 | 自 己 株 式 | △10,589 |
| 電 話 加 入 権 | 2 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 3,950 |
| (投資その他の資産) | (24,404) | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,202 |
| 投 資 有 価 証 券 | 6,714 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 1,202 |
| 関 係 会 社 株 式 | 12,649 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 1,545 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 2,835 | 新 株 予 約 権 | 821 |
| 長 期 貸 付 金 | 853 | 純 資 産 合 計 | 110,290 |
| 長 期 前 払 費 用 | 356 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 133,706 |
| そ の 他 | 994 | | |
| 資 産 合 計 | 133,706 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------------------|-------|---------------|
| 売 上 高 | | 135,784 |
| 売 上 原 価 | | 94,411 |
| 売 上 総 利 益 | | 41,372 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 36,138 |
| 営 業 利 益 | | 5,234 |
| 営 業 外 収 益 | | 637 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 443 | |
| 受 取 保 険 金 | 25 | |
| そ の 他 | 168 | |
| 営 業 外 費 用 | | 3,001 |
| 支 払 利 息 | 130 | |
| 為 替 差 損 | 2,654 | |
| 支 払 手 数 料 | 142 | |
| そ の 他 | 75 | |
| 経 常 利 益 | | 2,870 |
| 特 別 利 益 | | 0 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | |
| 特 別 損 失 | | 4,977 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 88 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 1,211 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 3,483 | |
| そ の 他 の 投 資 評 価 損 | 3 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 190 | |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 2,106 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 44 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 1,205 |
| 当 期 純 損 失 | | 3,356 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | |
|-----------------------------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成20年3月31日残高 | 32,698 | 45,429 | 45,429 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | |
| 資産圧縮積立金の取崩 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 剰余金の配当(中間配当) | | | |
| 当期純損失 | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 自己株式の処分 | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - |
| 平成21年3月31日残高 | 32,698 | 45,429 | 45,429 |

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | | | 利益剰余 金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余 金合計 | | | |
| | | 特別償却 準備金 | 資産圧縮 積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 平成20年3月31日残高 | 2,650 | 4 | 165 | 36,600 | 6,127 | 45,547 | △4,764 | 118,910 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | △4 | | | 4 | | | - | |
| 資産圧縮積立金の取崩 | | | △5 | | 5 | | | - | |
| 剰余金の配当 | | | | | △2,344 | △2,344 | | △2,344 | |
| 剰余金の配当(中間配当) | | | | | △1,828 | △1,828 | | △1,828 | |
| 当期純損失 | | | | | △3,356 | △3,356 | | △3,356 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △5,932 | △5,932 | |
| 自己株式の処分 | | | | | △37 | △37 | 108 | 71 | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | - | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | △4 | △5 | - | △7,557 | △7,567 | △5,824 | △13,391 | |
| 平成21年3月31日残高 | 2,650 | - | 159 | 36,600 | △1,429 | 37,979 | △10,589 | 105,518 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|---------|--------------|----------------|-------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成20年3月31日残高 | 1,562 | △1,026 | 1,545 | 2,081 | 369 | 121,361 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | — |
| 資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,344 |
| 剰余金の配当(中間配当) | | | | | | △1,828 |
| 当期純損失 | | | | | | △3,356 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △5,932 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 71 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | △359 | 2,229 | — | 1,869 | 451 | 2,321 |
| 事業年度中の変動額合計 | △359 | 2,229 | — | 1,869 | 451 | △11,070 |
| 平成21年3月31日残高 | 1,202 | 1,202 | 1,545 | 3,950 | 821 | 110,290 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 ・ 仕 掛 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

原 材 料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この変更による当事業年度の損益への影響は軽微であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| 機械及び装置 | 2年～17年 |

（追加情報）

機械及び装置の主なものについては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当事業年度より9年に変更しました。

この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に、経済合理性の観点から使用実態に合わせて耐用年数の見直しを行ったことによります。

この変更により、当事業年度の売上総利益が110百万円、営業利益、経常利益が115百万円、それぞれ減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
なお、当事業年度においては計上すべき金額はありません。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法を採用しており、為替予約をヘッジ手段とし、外貨建予定取引をヘッジ対象としております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

(リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改定))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(2) 表示方法の変更

(貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式、作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「製品」「原材料」「仕掛品」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、当事業年度の「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に含まれる「製品」「原材料」「貯蔵品」はそれぞれ9,284百万円、11,591百万円、141百万円であります。

<貸借対照表に関する注記>

| | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 70,651百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 16,771百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 853百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,526百万円 |

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額金のうち評価益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に1,699百万円計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に1,545百万円計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,605百万円

4. 債務保証

①販売先のリース料支払に対する債務保証 1,962百万円

②次の関係会社の金融機関からの借入金に対して経営指導念書を差し入れております。

株式会社ビー・ユー・ジー 650百万円

<損益計算書に関する注記>

| | |
|--------------|-----------|
| 関係会社との取引：売上高 | 65,043百万円 |
| 仕入高 | 6,393百万円 |
| 営業費用 | 5,028百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,324百万円 |

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 普通株式（株） | 2,676,227 | 5,291,165 | 61,105 | 7,906,287 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の買受けによる増加 5,287,500株

単元未満株式の買取りによる増加 3,665株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権（ストック・オプション）の行使 60,500株

単元未満株式の買増請求による減少 605株

< 税効果会計に関する注記 >

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

| | |
|-----------|---------------|
| 繰延税金資産 | |
| たな卸資産 | 554百万円 |
| 製品保証引当金 | 201百万円 |
| その他 | 83百万円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>839百万円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 未収事業税 | <u>216百万円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>216百万円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>622百万円</u> |

② 固定の部

| | |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,254百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 2,010百万円 |
| たな卸資産 | 402百万円 |
| 貸倒引当金 | 95百万円 |
| 減価償却超過額 | 413百万円 |
| 一括償却資産 | 73百万円 |
| 繰越欠損金 | 243百万円 |
| その他 | 110百万円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>4,604百万円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△4,073百万円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>530百万円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 資産圧縮積立金 | 108百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 181百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 818百万円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>1,108百万円</u> |
| 繰延税金負債の純額 | <u>578百万円</u> |
| 再評価に係る繰延税金負債 | <u>1,699百万円</u> |

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額 相当額 | 減価償却累計額 相当額 | 期末残高 相当額 |
|------------|-------------|----------------|-------------|
| 機械及び装置 | 7,204百万円 | 3,319百万円 | 3,885百万円 |
| 車両運搬具 | 36百万円 | 14百万円 | 22百万円 |
| 工具、器具及び備品等 | 216百万円 | 103百万円 | 113百万円 |
| 合 計 | 7,457百万円 | 3,437百万円 | 4,020百万円 |

② 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|----------|
| 1年以内 | 1,253百万円 |
| 1年超 | 2,890百万円 |
| 計 | 4,143百万円 |

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|----------|
| 支払リース料 | 1,430百万円 |
| 減価償却費相当額 | 1,331百万円 |
| 支払利息相当額 | 115百万円 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

| | |
|------|----------|
| 1年以内 | 728百万円 |
| 1年超 | 8,354百万円 |
| 計 | 9,082百万円 |

< 関連当事者との取引に関する注記 >
子会社等

| 種類 | 会社の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--|------------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|
| 子会社 | MORI SEIKI INTERNATIONAL SA (DIXI) | 所有 直接100.0 | 当社製品の組立 役員の兼任 | 資金の貸付 利息の受取 増資の引受 | 1,844 136 2,666 | 短期貸付金 未収入金 — | 3,670 3 — |
| 子会社 | Digital Technology Laboratory Corporation | 所有 間接100.0 | 当社ソフトの開発 役員の兼務 | 資金の貸付 利息の受取 | 902 9 | 短期貸付金 長期貸付金 未収入金 | 79 853 0 |
| 子会社 | 株式会社 ビー・ユー・ ジー | 所有 直接49.9 | 開発の委託 役員の兼務 | 経営指導念書 | 650 | — | — |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 - (2) 増資の引受については、MORI SEIKI INTERNATIONAL SA (DIXI)が行った増資を1株1,000スイスフランで全額引き受け、当社が有する貸付金を現物出資したものであります。
 - (3) 経営指導念書については、株式会社ビー・ユー・ジーの銀行借入に対して、当社が差し入れたものであります。
2. 株式会社ビー・ユー・ジーは、持分は100分の50以下であります。実質的な支配力を持っているため、子会社としております。
3. 上記のほか、子会社への債権に対して貸倒引当金236百万円、貸倒引当金繰入額191百万円を計上しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,235円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 36円76銭 |

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社森精機製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 高 郎 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社森精機製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、予防監査の視点から法令等遵守を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月18日

株式会社 森 精 機 製 作 所 監査役会

常勤監査役 影 山 康 二 ㊟

常勤監査役 梅 岡 匡 爾 ㊟

監 査 役 前 堀 克 彦 ㊟

監 査 役 野 一 色 靖 夫 ㊟

監 査 役 仲 西 隆 ㊟

(注) 監査役 前堀克彦、野一色靖夫、仲西隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額1,771,380,500円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円（総額3,600,137,480円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の将来の事業展開に備えるため、第2条（目的）15号に『物品の販売』を追加し、上記変更に伴う号の繰り下げを行うものであります。

(2) 株券電子化関係

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(3) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第15条（招集権者及び議長）及び第27条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|----------------------------------|--|
| 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条（目的） (現行どおり) |
| 1.～14.（条文省略） （新 設） | (現行どおり) |
| 15. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 | <u>15. 物品の販売</u> <u>16. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p><u>第8条（株券の発行）</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> <u>第9条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。</u> <u>第10条（条文省略）</u> <u>第11条（株主名簿管理人）</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人においてこれを取扱う。</u> <u>第12条（株式取扱規則）</u> <u>当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式の取扱に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> <u>第13～14条（条文省略）</u> <u>第15条（招集権者及び議長）</u> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> | <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第8条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。</u></p> <p><u>第9条（現行どおり）</u> <u>第10条（株主名簿管理人）</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人においてこれを取扱う。</u></p> <p><u>第11条（株式取扱規則）</u> <u>株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式の取扱に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第12～13条（現行どおり）</u> <u>第14条（招集権者及び議長）</u> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第16～26条（条文省略）</p> <p>第27条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>第15～25条（現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集しその議長となる。</p> <p>取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>（以下、条数を繰り上げる）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 森雅彦、水口博、斎藤豪、平元一之、大倉浩二、玉井宏明、中田拓、藤嶋誠、内ヶ崎守邦、高山直士、西尾豊文、前田憲秀、小尾孝宏、濱邊康教、西塔正、佐藤壽雄、杉本好昭の17名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴い、取締役会のスリム化を図ることとし、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---|------------|
| 1 | 森 雅 彦 (昭和36年9月16日生) | 昭和60年3月 京都大学工学部精密工学科卒業 平成5年4月 当社入社 平成6年6月 取締役企画管理室長兼国際部長就任 平成8年6月 常務取締役就任 平成9年6月 専務取締役就任 平成11年6月 代表取締役社長就任 現在に至る (平成6年9月 MORI SEIKI G.m.b.H.社長就任 平成15年6月 MORI SEIKI U.S.A.,INC.会長就任) | 4,615,285株 |
| 2 | 水 口 博 (昭和29年8月31日生) | 昭和52年3月 名古屋工業大学理科学部生産機械工学科卒業 昭和54年1月 当社入社 平成14年6月 取締役開発・製造本部副本部長兼MVBUゼネラルマネージャー就任 平成14年10月 常務取締役開発・製造本部長就任 平成15年9月 常務取締役開発・製造本部長(製造担当)兼伊賀事業所長就任 平成16年6月 専務取締役開発・製造本部長(製造担当)兼伊賀事業所長就任 平成17年6月 代表取締役副社長開発・製造本部長(製造担当)兼伊賀事業所長就任 現在に至る | 15,028株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位、 担 当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|------------------------|---|----------------|
| 3 | 齋藤 豪 (昭和23年4月19日生) | 昭和47年3月 千葉工業大学理工学部精密機械工学科卒業 昭和47年4月 当社入社 平成8年6月 取締役海外業務部長就任 平成14年10月 常務取締役欧州BUゼネラルマネージャー就任 平成17年6月 専務取締役営業本部副本部長兼欧州部ゼネラルマネージャー就任 平成19年6月 取締役副社長兼欧州部総責任者(仏国駐在)就任 平成20年12月 取締役副社長欧州部総責任者(仏国駐在)兼森精機INTERNATIONAL SA COO兼TOBLER S.A.S.担当就任 現在に至る | 13,000株 |
| 4 | 平元 一之 (昭和29年1月12日生) | 昭和52年3月 東京大学工学部精密機械工学科卒業 平成14年12月 当社入社 常務理事技術研究所所長 平成15年1月 開発・製造本部長(開発担当)兼技術研究所所長 平成15年6月 常務取締役開発・製造本部長(開発担当)就任 平成17年6月 専務取締役営業本部長就任 平成20年10月 取締役副社長開発・製造本部長(開発担当)就任 現在に至る | 15,000株 |
| 5 | 玉井 宏明 (昭和35年3月20日生) | 昭和58年3月 同志社大学商学部卒業 昭和58年3月 当社入社 平成14年6月 管理本部長 平成15年6月 取締役管理本部長就任 平成19年6月 常務取締役管理本部長就任 平成20年6月 専務取締役管理本部長就任 現在に至る | 10,500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、地 位、担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況) | 所有する当社 株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------------|---|-------------------|
| 6 | 高 山 直 士 (昭和32年9月21日生) | 昭和56年3月 青山学院大学理工学部機械工 学科卒業 平成14年12月 当社入社 平成17年2月 開発・製造本部NX部ゼネラル マネージャー 平成18年6月 開発・製造本部長（開発担 当） 平成19年6月 取締役開発・製造本部長（開 発担当）就任 平成20年6月 常務取締役製造・開発本部長 （開発担当）就任 平成20年10月 常務取締役品質本部長兼購買 担当就任 現在に至る | 10,000株 |
| 7 | ※ 近 藤 達 生 (昭和23年10月18日生) | 昭和48年3月 早稲田大学商学部商学科卒業 平成21年1月 当社入社 専務執行役員経理財務本部長 就任 現在に至る | 4,000株 |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. BUはビジネスユニットの略称であります。なお、平成16年1月にBUを部に改称しております。
3. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領で当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを狙いとして、ストック・オプションの目的で新株予約権を無償で発行いたしました。存じます。なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式2,250,000株を総株式数の上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

22,500個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額(以下「行使価額」という)に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

④このほかの条件は、本総会の決議及び新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

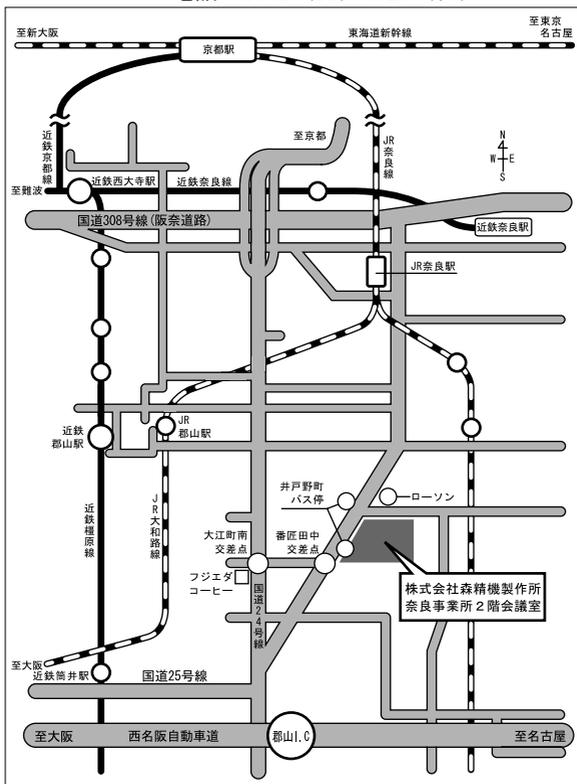
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。
- (11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 上記(9)①に記載のとおり。

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場 奈良県大和郡山市井戸野町362番地
当社奈良事業所 2階会議室
電話 0743 (53) 1121 (代)



<バスのご案内>

■近鉄奈良駅より

奈良交通路線バス「近鉄奈良駅」⑫番のりば「白土町」行きに乗車し、「井戸野町」で下車下さい。

所要時間：約25分

■JR奈良駅より

奈良交通路線バス「JR奈良駅」⑫番のりば「白土町」行きに乗車し、「井戸野町」で下車下さい。

所要時間：約20分